

柳生 (有定) 氏
陳情第14号

地球社会建設決議に関する陳情書

世界の前提が変われば、戦争のない世界が実現します。

その前提を変える為の決議を要請します。貴議会の義務であり、責任です。

平成 24 年 10 月 10 日

議会

議長

殿

陳情者

〒 [REDACTED]

地球社会建設決議草案

(戦争のない世界実現への基本原則)

- 1) すべての人間が地球で共同生活をしているのが世界である。この共同体社会をより安全に、より豊かにしようとする思い、努力、行動こそ、地球に生活する市民としての人間の義務・責任である、とする決議。
- 2) 「国家の軍備は当然」という認識は「国益を守る為には、人間を殺してもいい」とする考えが前提で為されている。この認識・考えは、人類の歴史の過程での錯誤である。この考えは、多数を、それこそ、すべての人間を虐殺する準備を、国家に正々堂々で行なわせている。国家の軍備行為、戦争の準備行為は、人類を消滅しかねない極めて危険な行為であり、この行為は違法行為であり、重大な犯罪行為である、とする決議。
- 3) 地球共同体社会。すべての人間を守る唯一の社会。この社会を損ねるのではないか、という危惧が生じたなら、たった一人でも、その危惧を表明しなければならない。この表明は地球を、社会を、すべての人間を守る尊い行為である。いかなる国家、いかなる宗教、いかなる価値観であろうと、人間の尊厳を傷つける危惧があれば、告発しなければならない。この行為は地球市民の義務・責任であるとともに、基本的権利である、とする決議。
- 4) 人道・人権は世界法である、とする決議。従って、戦争行為は重大なる犯罪行為である。命令発信者は、もとより、命令受諾行為者も、その責めを免れる事は出来ない。
- 5) 地球防衛隊を創設しよう、とする決議。
- 6) 空・陸・海・地下の空間、石油・鉱物等の資源は、地球に現存するすべての市民の共有、とする決議。地球に生きる市民は、共有資産の使用に対価が伴い、この対価は、地球防衛隊等、地球社会運営の基礎財源である事を認識する、という決議。
- 7) 生存の基本的権利である人間の尊厳を守るのは民主社会主義社会である、とする決議。
- 8) 社会の主権者は市民であり、その確立の為に民主主義技術を高めよう、とする決議。
- 9) 地球社会の柱は、最高意思決定機関の創設である、とする決議。
- 10) より安全で、より豊かな地球社会建設には更なる社会技術の向上が必要である、とする決議。



陳情第16号

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情書

(陳情趣旨)

アスベスト(石綿)を大量に使用したことによるアスベスト(石綿)被害は多くの労働者、国民に広がっています。

現在でも、建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。東日本大震災で発生した大量のガレキ処理についても被害の拡大が心配されています。

欧米諸国で製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本では、建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴であり、それはアスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、そして国が、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因があります。

特に建設業は重層下請け構造や多くの現場に従事することから労災に認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償もありません。

つきましては、貴議会に建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期解決を求めるよう国に働きかける意見書の提出を陳情します。

平成24年11月7日

陳情者



流山市議会議長 坂巻 忠志 様

陳情第17号

放射線の被曝に対する長期的、効率的な検査体制に関する陳情書

(陳情趣旨)

福島原発事故から早1年半が過ぎました。

私たち「放射能から子ども・市民を守るネットワーク」では、市民特に子どもたちや妊婦、若い世代を放射能から守るために活動してきました。

校庭を除染してほしいとの署名を積極的に行った母親は「息子は0.7 μ Sv/hもある校庭で毎日部活を行った」、食べ物を心配する母親は「地元産の有機野菜を食べさせていたが、他の地域の高い野菜を買っている」、農家の人は「測らないと孫には食べさせられない」など、流山の人々は原発事故によって苦しめられています。

この間、流山市では子どもの施設を中心に除染が行われ、食品の放射能検査を市や市民共々積極的に行い、市民の放射能に対する健康への意識は高まっています。しかし、土壌や森や林、河川など高線量の場所は依然として残っています。

福島では甲状腺の健康調査が先行され、来年度から全県民を対象に本格的に実施される予定です。

放射能の影響は細胞分裂の活発な若い世代にたくさん出るといわれています。また低線量被曝による影響は、数年もしくは数十年にも及ぶという事実が明らかにされてきています。9月のNHK ETV「チェルノブイリ26年目の健康被害」という番組で、子どもや若者に甲状腺ガンが数年後よりも26年後に多くなり、しかも次世代まで出ていることが報道されました。このような時代を生き抜かねばならない子どもや若者に対して、不安を取り除き、積極的に放射能による健康被害を予防するという市民あがりの施策が必要と考えます。

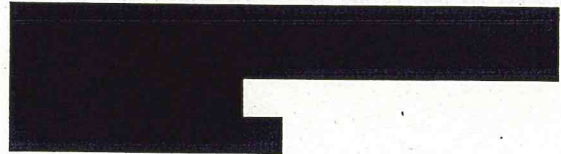
そのためには、長期的な見通しに立った効果的な放射能の検査体制を保障する必要があると考え、以下のように市において実施されるよう陳情します。

(陳情項目)

- 1 超党派で成立した「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」では、避難する権利の保障、子どもや妊婦の医療費減免、子どもの生涯にわたる定期的な健康診断の実施が盛り込まれています。この法案の対象地域に流山市が含まれるように国に要請してください。
- 2 希望者に対し甲状腺エコー検査、心電図検査、尿や母乳の検査、血液検査など、長期的で効果的な検査体制を整えてください。
- 3 検査費用については助成を行ってください。

平成24年11月8日

陳情者



流山市議会議長 坂巻 忠志 様

陳情第18号

請願・陳情を市民がより提案しやすくするため、請願・陳情の締切期日を他市なみに適切な時期に変更することを求める陳情書

(陳情趣旨)

流山市議会の請願・陳情の締め切りは議会告示日の7日前と決められていますが、議会告示日は地方自治法によって7日前までとなっていますので、この規則によれば市民の請願、陳情は2週間以前とならざるをえません。

東葛管内の市では議会開催日の当日(柏市、我孫子市)、前日午後5時まで(鎌ヶ谷市)が主流であり、議会告示日を基準としている松戸市もその2日前です。

東葛飾6市は都市化された地域で勤労市民が多く、市民活動は土日祭日しかできません。団体としてなるべく多くの市民の声を聴き陳情、請願をまとめようとすると、時間が必要です。また、勤労市民が緊急の課題を請願、陳情する場合は締切があまりにもはやいと、仕事すらも犠牲にせざるをえません。他市においてはこれらを考慮して締切期日を決めていると考えられます。

(陳情項目)

陳情、請願の締切時期を市民の生活と政治参加を保障するため、現在より遅くして適切な時期に変更してください。

平成24年11月8日

陳情者



流山市議会議長 坂巻 忠志 様

陳情第19号

「子ども被災者支援法」地域指定への働きかけと、効率的な検査体制確立の陳情書

(陳情趣旨)

東日本大震災と福島原発事故から1年半が経ちました。

議会のみなさまのお力添えもあり、流山市除染実施計画に基づく除染作業によって、子どもが頻繁に利用する施設の放射線量は大きく低減してきました。誠にありがとうございます。

しかしながら、事故当時、私達の地域に流れてきた放射性物質の全体量は不明で、なおかつ、流山市内にある北千葉浄水場から検出されたヨウ素の数値が関東地方で最も高い部類に入っていたことで、私達は今でも大きな不安を感じています。特に放射能に対して抵抗力が弱いとされる子供や妊婦について、健康影響がないかどうかを中長期的な視野で経過を見ることが必要ではないでしょうか。

本年6月21日に「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(通称 子ども被災者支援法)が成立しましたが、対象地域は今後決定されることになっております。汚染状況重点調査地域に指定されている流山市を始めとする千葉県内9市で協力し、「子ども被災者支援法」の対象地域になるように国に働きかけを市当局において行ってほしいと思います。

(陳情項目)

- 1 「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(通称 子ども被災者支援法)では、避難する権利の保障、子どもや妊婦の医療費減免、子どもの生涯にわたる定期的な健康診断の実施等が盛り込まれています。この法案の対象地域に汚染状況重点調査地域である流山市も含まれるよう国に早急に要請してください。
- 2 原発事故直後のヨウ素による初期被ばく、ならびにその後のセシウムによる低線量被ばくの健康被害については現在解明されていない点が多いため、検査方法について調査研究し、希望者に対し、適切な検査を継続して長期的に行う体制を整えてください。
- 3 項目2で有効とされる検査費用については助成を行ってください。

平成24年11月9日

陳情者



流山市議会議長 坂巻 忠志 様

陳情第20号

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出に関する陳情書

(陳情趣旨)

地方自治法第99条の規定により、貴市議会から、国会及び政府において、「緊急事態基本法」を早急に制定するよう要望する「意見書」を提出して頂きたい。

(陳情理由)

昨年の東日本大震災におけるわが国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。世界の多数の国々は今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しているのである。

我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛部隊の自衛隊、警察、消防などの初動体制、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動にさまざまな支障をきたし、その結果さらに被害が拡大するのである。

また原発事故への初動対応の遅れは、事故情報の第1次発信先が国ではなく、事故を起こした東京電力当事者というところに問題がある。さらに言えば、我が国の憲法はその前文に代表されるように平時を想定した文面になっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていない。

平成16年5月にはその不備を補足すべく、民主、自民、公明三党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、今日まで置き去りにされている。近年、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生している。

よって、国会及び政府において、「緊急事態基本法」を早急に制定するよう要望する「意見書」を貴市議会から、提出して頂きたい。

平成24年11月9日

陳情者



流山市議会議長 坂巻 忠志 様

